

# 共済会だより

May 2021  
vol.240



大阪民間共済会キャラクター  
“きょうちゃん”

## 一般給付金の請求について

共済会では、つぎの事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取りください。

なお、請求権は各事由が発生してから1年で無効となりますのでお気を付けください。

- ◎お手続きについては、所属施設にご確認ください。
- ◎給付については、各月ごと末締で翌月中旬頃の給付となります。
- ◎給付日については、所属施設長宛にて中旬頃に決定通知書を送付しますので所属施設長にご確認ください。
- ◎一般給付金請求時の添付書類は全て写し(コピー)で結構です。
- ◎今年度お子様が小・中・高校生になられた会員様で、入学祝金請求がまだの方は速やかにご請求ください。  
(請求期限は令和4年3月31日受理までです。)

なお、入会日が令和3年4月2日以降の会員様は対象外です。

種 別	給付金	添付書類 (コピー可)
結 婚 祝 金	3万円	・婚姻届受理証明書等
出 産 祝 金	5万円	・母子手帳の出生届出済証明のページ ・休職中であってもお子様が1歳になるまでにご請求ください。
傷病見舞金	継続して14日以上欠勤したとき	1万円
	継続して30日以上欠勤したとき	2万円
	継続して60日以上欠勤したとき	3万円
	継続して90日以上欠勤したとき	4万円
	継続して120日以上欠勤したとき	5万円
	継続して150日以上欠勤したとき	6万円
	継続して180日以上欠勤したとき	7万円
死亡弔慰金	本人	10万円
	配偶者	10万円
	父・母(配偶者の父母)・子	5万円
	妊娠22週以上で死産の場合	3万円
災害見舞金	一部焼損・一部損壊	1万円
	半焼・半壊	5万円
	全焼・全壊	10万円
入学祝金	子が小学校に入学したとき	1万円
	子が中学校に入学したとき	2万円
	子が高等学校に入学したとき	3万円



広報「共済会だより」 第240号

発行日:2021年5月1日

\*「共済会だより」はホームページでもご覧頂けます。

●紙面に掲載の斡旋募集に際していただきます個人情報は  
該当事業に関する業務以外には使用致しません。



一般財団法人  
大阪民間社会福祉事業  
従事者共済会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号  
TEL 06-6761-4444(代表) FAX 06-6763-4444  
E-mail info@kyosaikai.or.jp  
Homepage <https://kyosaikai.or.jp/>